

○総務省告示第百二十一号

平成七年自治省告示第百九号（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第六号に規定する総務大臣の定める要件を定める件）の一部を次のように改正し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第八十八号）の施行の日から施行する。

平成二十八年三月三十日

総務大臣 山本 早苗

「第十条第一項第六号」を「第十一条第一項第六号」に改める。